

## 国選弁護士等契約約款（本則）の変更について

令和8年4月1日以降に報酬及び費用の請求が可能となった事件の報酬及び費用の支払日について、次のとおり、従前のそれらの額が確定した日の「翌月20日」から、「翌月5日又は20日」に変更となります（報酬及び費用を請求した日から起算して60日を経過する日の方が早く到来する場合はその日が支払日となります。）。

### 【原則】請求期間内の報酬等請求の場合（第22条第6項）

①	①か②のいずれか早い方	②
<p><b>（不服の申立てがなかったとき）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不服の申立ての期間を経過した日が月の1日から15日までの期間内の日であるときは翌月5日</li> <li>・ 同期間を経過した日が月の16日から末日までの期間内の日であるときは翌月20日</li> </ul>		<p><b>報告書を提出して報酬及び費用を請求した日から起算して60日を経過する日</b></p>
<p><b>（不服の申立てがあったとき）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再度算定した報酬及び費用の額並びにその内訳の通知をした日が月の1日から15日までの期間内の日であるときは翌月5日</li> <li>・ 当該通知の日が月の16日から末日までの期間内の日であるときは翌月20日</li> </ul>		<p>※1～3</p>

### 【例外①】次の※1から3に該当する場合

上記【原則】の②欄を以下のとおり読み替えてください。

<p>※1 請求期間経過後に請求し、やむを得ない事由が認められた場合（23VI、22VI）</p> <p><b>やむを得ない事由を疎明する資料を添付した上で、報告書を提出して報酬及び費用を請求した日から起算して60日を経過する日</b></p>
<p>※2 請求期間経過後に請求し、やむを得ない事由が認められなかった場合（24の2VI VII、22VI）</p>
<p>※3 請求期間が経過し、弁護士会等通知がされた後、急病又は事故により期間内に請求することができなかったことの疎明がなされた場合（24の3II、22VI）</p>
<p><b>算定した報酬及び費用の額並びにその内訳を通知した日から起算して60日を経過する日</b></p>

### 【例外②】請求期間経過後も請求がされなかった場合（第24条第2項）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬及び費用の額並びにその内訳を通知した日が月の1日から15日までの期間内の日であるときは翌月5日</li> <li>・ 当該通知の日が月の16日から末日までの期間内の日であるときは翌月20日</li> </ul>
--